

一般社団法人 茨城県社会福祉士会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人茨城県社会福祉士会（以下「当法人」という）と称する。

(主たる事務所等)

第2条 当法人は、主たる事務所を茨城県水戸市に置く。

2 当法人は、理事会の決議により従たる事務所を必要な地に設置することができる。

(目的)

第3条 社会福祉の援助を必要とする茨城県民の生活と権利を擁護し、社会福祉に関する知識及び技術の県民への普及・啓発を行うとともに、社会福祉事業に携わる専門職員に対する技能の研鑽を行うことにより、地域福祉サービスの推進と発展を図り、もって茨城県民の社会福祉の向上に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 当法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 社会福祉の援助を必要とする茨城県民の生活と権利の擁護に関する事業
- (2) 茨城県民への社会福祉に関する知識及び技術の向上に関する事業
- (3) 社会福祉士の職務に関する知識及び技術の向上に関する事業
- (4) 社会福祉及び社会福祉士に関する調査研究に関する事業
- (5) 社会福祉士等の資格取得支援に関する事業
- (6) 社会福祉団体その他の関係団体との連携に関する事業
- (7) 福祉サービスの機能及び質の向上並びにその評価に関する事業
- (8) その他、当法人の目的を達成するために必要な事業

(公告)

第5条 当法人の公告は、当法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法による。

(機関の設置)

第6条 当法人には、理事会及び監事を置く。

第2章 社員

(種別)

第7条 当法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員　社会福祉士及び介護福祉士法（以下「社会福祉士法」という。）第28条の規定により社会福祉士として現に登録されている者であり、かつ、社団法人日本社会福祉士会の会員であって、茨城県内に住所又は勤務先を有し、当法人の目的に賛同して入会した者
- (2) 賛助会員　当法人の事業を賛助するために入会した個人又は団体
- (3) 名誉会員　当法人に功労のあった者又は学識経験者で社員総会において推薦された者

(入会)

第 8 条 正会員又は賛助会員として入会しようとする者は、理事会が別に定める入会申込書により申し込み、理事会の承認を受けなければならぬ。

(入会金及び会費)

第 9 条 正会員は、社員総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

2 賛助会員は、社員総会において別に定める賛助会費を納入しなければならない。

(退会)

第 10 条 会員は、退会しようとするときは、書面でその旨を会長に届け出なければならない。

2 会員が死亡し、又は解散したときは、退会したものとみなす。

(除名)

第 11 条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、社員総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権 3 分の 2 以上の決議により、当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他当法人の規則に違反したとき
 - (2) 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
- 2 前項の規定により会員を除名しようとするときは、当該会員に社員総会の 1 週間前までにその旨通知するとともに、除名の決議を行う社員総会において、決議の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

(拠出金品の不返還)

第 12 条 既に納入した会費その他の拠出金品は、返還しない。

第 3 章　社員総会

(種類)

第 13 条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会の 2 種とする。

(構成)

第 14 条 社員総会は、正会員をもって構成する。

2 社員総会における議決権は、正会員 1 名につき 1 個とする。

(権限)

第15条 社員総会は、次の事項に限り決議することができる。

- (1) 入会の基準並びに会費及び入会金の額
- (2) 社員の除名
- (3) 役員の選任及び解任
- (4) 役員の報酬の額又はその規定
- (5) 各事業年度の事業計画及び予算
- (6) 各事業年度の事業報告及び決算報告
- (7) 定款の変更
- (8) 長期借入金並びに重要な財産の処分及び譲受け
- (9) 解散、合併、事業の全部又は事業の重要な一部の譲渡
- (10) 理事会において社員総会に付議した事項
- (11) 前各号に定めるもののほか、一般法人法に規定する事項及びこの定款に定める事項

(開催)

第16条 定時社員総会は、毎年2回、毎事業年度開始前2ヶ月以内及び終了後3ヶ月以内に開催する。

2 臨時社員総会は、必要がある場合に開催する。

(招集)

第17条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、会長が招集する。ただし、すべての正会員の同意がある場合には、書面等による議決権の行使を認める場合を除き、その招集手続きを省略することができる。

2 総正会員の議決権の10分の1以上を有する正会員は、会長に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会招集の請求をすることができる。

(議長)

第18条 社員総会の議長は、その社員総会において、出席した正会員のうちから選出する。

(定足数)

第19条 社員総会は、正会員の過半数の出席がなければ開会することができない。

(決議)

第20条 社員総会の議事は、この定款に別に定めるもののほか、出席した正会員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 前項の場合においては、議長は正会員として決議に加わる権利を有しない。

(書面評決等)

第21条 やむを得ない理由のために社員総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知

された事項について書面をもって議決権を行使し、又は他の正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。

- 2 前項の場合における前2条の規定の適用については、その正会員は、出席したものとみなす。

(議事録)

第22条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議長及び出席した理事のうち2名以上が、前項の議事録に記名押印する。

第4章 役員等

(役員の設置等)

第23条 当法人に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 理事（会長及び副会長を含む）10人以上15人以内
- (4) 監事 2名

(選任等)

第24条 理事及び監事は、社員総会の決議によって会員の中から選任する。

- 2 会長及び副会長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 理事及び監事は、相互にこれを兼ねることができない。
- 4 理事のいずれかの1名とその配偶者又は3親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。
- 5 他の同一団体（公益法人を除く）の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

(職務)

第25条 会長は、一般法人法の代表理事として当法人を代表し、その業務を執行する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ定めた順序により、その職務を行う。
- 3 理事は、理事会を構成し、業務の執行を決定する。
- 4 監事は、次に掲げる業務を行う。
 - (1) 財産及び会計の状況を監査すること
 - (2) 理事の業務の執行状況を監査すること
 - (3) 財産及び会計の状況又は業務の執行について、法令若しくはこの定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、これを社員総会、理事会に報告すること

(4) 前号の報告をするため必要があるときは、社員総会若しくは理事会の招集を請求すること、又は招集すること

(役員の任期)

第26条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終ものに関する定時社員総会の終結時までとし、再任を妨げない。

- 2 補欠又は増員により選任された役員の任期は、前任者又は他の在任者の残任期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、定員を欠くに至った場合には、新たに選任された者が就任するまで、その職務を行わなければならない。

(解任)

第27条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、社員総会において、3分の2以上の決議により、当該役員を解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えられないと認められるとき
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったと認められるとき

(報酬等)

第28条 役員には、報酬を支給しない。ただし、常勤の役員には、報酬を支給することができる。

- 2 役員には、費用を弁償することができる。
- 3 報酬及び費用の弁償については、会長が社員総会の決議を経て別に定める。

(名誉会長及び顧問)

第29条 当法人に、名誉会長及び若干名の顧問を置くことができる。

- 2 名誉会長及び顧問は、会員の中から、理事会において任期を定めた上で選任する。
- 3 名誉会長及び顧問は無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

(名誉会長及び顧問の職務)

第30条 名誉会長及び顧問は、会長の諮問に応え、会長に対して意見を述べることができる。

第5章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第32条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の事項を決議する。

- (1) 社員総会に付議すべき事項
- (2) 社員総会の決議した事項の執行に関する事項

(3) その他社員総会の決議を要しない会務の執行に関する事項

(種類及び開催)

第33条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種とする。

- 2 通常理事会は、毎年4回以上開催する。
- 3 臨時理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。
 - (1) 会長が必要と認めたとき
 - (2) 理事現在数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面により、招集の請求があったとき
 - (3) 第25条第4項第4号の規定により、監事からの招集の請求があったとき又は監事が招集したとき

(招集)

第34条 理事会は、会長が招集する。ただし、第25条第4項第4号の規定により監事が招集する場合を除く。

- 2 会長は、前条第3項第2号又は第3号の規定による請求があったときは、その請求のあった日から起算して14日以内に臨時理事会を招集しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(定足数等)

第36条 第19条から第20条及び第22条の規定は、理事会について準用する。この場合において、これらの規定中「社員総会」とあるのは「理事会」と、「正会員」とあるのは「理事」と読み替えるものとする。

第6章 資産及び会計

(資産)

第37条 当法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 会費
- (3) 入会金
- (4) 寄付金品
- (5) 事業に伴う収入
- (6) 資産から生ずる収入
- (7) その他の収入

(資産の管理)

第38条 当法人の資産は、会長が管理し、その方法は、会長が理事会の決議を経て別に定める。

(事業年度)

第39条 当法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第40条 当法人の事業計画書、収支予算書は、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を経て、社員総会の承認を受けなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は理事会の承認を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じて収入し、又は支出することができる。
- 3 前項の規定による収入及び支出は、新たに成立した予算に基づくものとみなす。
- 4 会長は、第1項の事業計画又は予算を変更しようとするときは、社員総会の承認を経なければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

(事業報告及び決算)

第41条 会長は、毎事業年度終了後、次の書類を作成し、事業年度終了後3ヶ月以内に監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、社員総会の承認を得なければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 収支計算書
- (3) 損益計算書
- (4) 貸借対照表
- (5) 財産目録

第7章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第42条 この定款は、社員総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権3分の2以上の決議により、変更することができる。

(解散)

第43条 当法人は、一般法人法第148条第1号、第2号及び第4号から第7号までに規定する事由によるほか、社員総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権3分の2以上の決議により、解散することができる。

(残余財産の帰属等)

第44条 当法人が解散するときに有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

- 2 当法人は、剰余金の分配を行わない。

第8章 委員会及び事務局

(委員会)

第45条 当法人は、第4条各号に定める事業を実施するため、必要に応じて委員会を設けることができる。

- 2 委員会の設置及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

(事務局の設置等)

第46条 当法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長及び重要な職員は、会長が任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が理事会の決議により別に定める。

第11章 附則

(委任)

第47条 この定款に定めるもののほか、当法人の運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

(最初の事業年度)

第48条 当法人の設立初年度の事業年度は、当法人の成立の日から平成22年3月31日までとする。

(設立時役員等)

第49条 当法人の設立時役員は、別紙役員名簿のとおりである。

(法令の準拠)

第50条 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。